

処遇改善加算・特定処遇改善加算について

処遇改善加算について

(支給方法)

- 1：毎月、全事業所の給付支給額を合算します。
- 2：法定福利費を控除します。
- 3：対象職員の勤務実績に基づいて計算します。
- 4：支給は諸手当に加算するものと特定処遇改善加算と合算し、処遇改善手当として支給するものがあります。
- 5：諸手当に加算するものに関しては毎月支給、その他は7月10日、12月10日、5月31日に分けて支給します。
支給月までに退職された場合は支給されません。

特定処遇改善加算について

(グループ分け)

- Aグループ：介護福祉士所持者で社会福祉法人秀孝会に勤続10年以上の介護職員
Bグループ：Aグループ以外の全ての介護職員
Cグループ：介護職員以外の全ての職員
ただし、居宅、包括、ケアハウスの職員、年収440万円を超える職員（介護職員は除く）は除外

(支給方法)

- 1：毎月、全事業所の給付支給額を合算します。
- 2：法定福利費を控除します。
- 3：ABCグループで2：1：0.5の比率分けを行います。
- 4：対象職員の勤務実績に基づいて計算します。
- 5：支給額の調整を行い、絶対条件となるA：B：Cが2以上：1：0.5以下となるようにします。
4：支給は処遇改善加算と合算し、処遇改善手当として支給します。
5：支給は7月10日、12月10日、5月31日に分けて支給します。
支給月までに退職された場合は支給されません。